

スキルアップのために職業訓練を受講するときの生活費を支給します！

高等職業訓練促進給付金のご案内

4月から対象期間・訓練を拡充しています

※令和3年4月～令和6年3月に修業を開始する方が対象

見直し前

1年以上の訓練等

緩和

見直し後

6月以上の訓練等

看護師、保育士等の
国家資格

拡充

デジタル分野等の
民間資格^{※1}も対象に

※1 シスコシステムズ認定資格（CCNP等）
LPI認定資格（LPIC等）等

支給内容などはこちら

対象者

訓練開始日以降、次のいずれにも該当するひとり親の方

- ①児童扶養手当の支給を受けているか、同等の所得水準にある方
- ②養成機関において**6月**以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得等が見込まれる方

支給内容

訓練期間中、月額**10万円**（住民税課税世帯は月額70,500円）

※修学の最終年限1年間に限り支給額を**4万円**加算

対象訓練

就職の際に有利となる資格^{※2}で、養成機関において6月以上修業するもの
（例）看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、調理師、
製菓衛生師等の国家資格や、**デジタル分野等の民間資格**

※2 雇用保険の教育訓練給付の指定講座のうち、以下の資格

- ・一般教育訓練給付の指定口座のうち、訓練期間が6月以上かつ情報関係の仕事
- ・特定一般教育訓練給付の指定口座のうち、訓練期間が6月以上の資格
- ・専門実践教育訓練給付の指定口座のうち、訓練期間が6月以上の資格



詳しい情報はこちらから <https://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/>

お問い合わせはこちら

岐阜市子ども支援課 市役所2階（開庁時間 平日8時45分～17時30分）

TEL : 058-214-2396 FAX : 058-262-1121

E-mail : k-shien@city.gifu.gifu.jp